

教育の目的

大学（学則第2条）

本学は教育基本法及び学校教育法にのっとり、深く専門の学芸を教授研究し、その応用的能力を展開させるとともに、幅広く深い教養を培い、建学の精神に基づいて人格を陶冶し、謙愛の徳を備え、気品高く、国際的視野に立ち、実行力に富む人材を育成し、もって文化の向上に寄与することを目的とする。